

熊本県公報

第12000号
平成23年4月12日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立しゅん功認可（三角港）	（港湾課） 1
○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設の指定の辞退	（障がい者支援課） 2
○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設の指定	（ " ） 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定	（ " ） 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課） 3
公 告	
○土地改良事業の工事完了公告	（農村計画課） 12
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	（ " ） 13
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	（ " ） 13
○土地改良区役員の退任及び就任の公告	（ " ） 13
登 載 依 頼	
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（企業局総務経営課） 14
○熊本県交通安全対策会議の開催	（熊本県交通安全対策会議） 15

告 示

熊本県告示第422号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。
平成23年4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
宇城市松橋町大野85番地
宇城市 代表者 宇城市長 篠崎 鐵男
- 2 しゅん功認可年月日
平成23年3月25日
熊本県指令港第25号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宇城市三角町大字戸馳字田井ノ浦2476の7、2472、2471、2470の2、2465の4、2469、2463、2462、2435及びこれらの区域に隣接する水路地先並びに2434、2336、2335、2334、2329、2328、2325、2324、2323及びこれらの区域に隣接介在する道路地先並びに2322の1、2310、2309の1、2306の4及び2306の5地先並びに宇筒井迫2167の2に隣接する無番地地先並びに2166、2158に隣接する道路に隣接する無番地地先公有水面
 - (2) 区域
次の地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点と⑬の地点を結んだ線、⑬の地点から187度20分09秒196.093メートルの地点を円心とする半径196.093メートルの円周で⑬の地点と⑭の地点とを結ぶ北側の円弧、⑭の地点と⑮の地点を結んだ線、⑮の地点から17度30分12秒53.907メートルの地点を円心とする半径53.907メートルの円周で⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ南側の円弧、⑯の地点と⑰の地点を結んだ線、⑰の地点から333度30分08秒14.547メートルの地点を円心とする半径14.547メートルの円周で⑰の地点と⑱の地点とを結ぶ東側の円弧、⑱の地点と⑲の地点を結ぶ平成9年秋分の日の満潮位（D. L. +3.37メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑲の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結ぶ平成9年秋分の日の満潮位（D. L. +3.37メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 基準点（戸馳大橋に設置された点〈北緯32度36分31秒、東経130度29分43秒〉）から236度35分34秒、943.815メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 7 度 1 9 分 5 6 秒 0. 7 1 5 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 7 度 1 9 分 5 6 秒 4. 2 6 3 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 9 7 度 1 9 分 5 6 秒 4. 3 8 8 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 1 0 2 度 2 5 分 1 2 秒 3 5. 5 1 3 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 1 0 7 度 3 0 分 0 9 秒 8 0. 1 2 4 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 8 5 度 3 1 分 1 3 秒 3 7. 1 4 0 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 6 3 度 3 0 分 1 1 秒 5 0. 3 8 2 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 1 6 度 3 6 分 1 9 秒 1 4. 9 6 3 メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 5 9 度 4 2 分 2 4 秒 1. 5 2 6 メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 1 5 5 度 2 1 分 3 6 秒 2 2. 6 3 4 メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 2 4 3 度 1 2 分 1 0 秒 3 8. 4 6 6 メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 1 5 3 度 2 6 分 4 2 秒 1 2. 6 5 6 メートルの地点
- ⑭の地点 ⑩の地点から 1 4 9 度 4 4 分 0 0 秒 8. 4 8 6 メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 2 1 4 度 3 0 分 0 0 秒 1 4. 0 6 9 メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 2 4 3 度 3 0 分 1 1 秒 5 0. 3 8 2 メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 2 6 5 度 3 1 分 0 5 秒 4 0. 3 3 2 メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 2 8 7 度 3 0 分 0 9 秒 8 0. 1 2 4 メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 2 8 2 度 2 5 分 1 5 秒 3 4. 7 5 8 メートルの地点

(3) 面積

2 0, 4 8 4. 0 1 平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 埋立ての免許年月日及び番号

平成 1 1 年 2 月 1 0 日

熊本県指令港第 1 3 号

6 公有水面埋立法第 2 2 条第 3 項の市町村

宇城市

熊本県告示第 4 2 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 1 4 の規定により次の指定知的障害児施設から指定の辞退の届出があった。

平成 2 3 年 4 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定知的障害児施設等の名称及び所在地	指定知的障害児施設等の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	指定知的障害児施設等の種類
小国町立第一小国学園 阿蘇郡小国町宮原 2 6 1 7 番地	小国町 阿蘇郡小国町宮原 1 5 6 7 番地の 1 北里 耕亮	平成 2 3 年 3 月 3 1 日	4351300019	知的障害児施設

熊本県告示第 4 2 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 第 1 項の規定により指定知的障害児施設等を次のとおり指定した。

平成 2 3 年 4 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定知的障害児施設等の名称及び所在地	指定知的障害児施設等の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定知的障害児施設等の種類
サポートセンター第一悠愛 阿蘇郡小国町宮原 2 6 1 7 番地	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町宮原 1 5 3 0 番地の 2 北里 敏明	平成 2 3 年 4 月 1 日	4351300019	知的障害児施設

熊本県告示第 4 2 5 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立

支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成23年4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	指定年月日	医療機関コード
池上第二クリニック 熊本市細工町2-6 グランブルー五福	平成23年4月1日	0128865
さつき薬局レークタウン店 熊本市秋津町秋田3441-31	平成23年4月1日	0147703
そうごう薬局田原坂店 熊本市植木町大字平原210-1	平成23年4月1日	0147489
訪問看護ステーションきらら 八代郡氷川町島地1644番地2	平成23年4月1日	1190046
訪問看護ステーションデューン熊本 熊本市水前寺公園5番41号パークサ イド水前寺303号	平成23年4月1日	0190583

熊本県告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 五木村

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平沢津川（511-1-A10）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字平沢津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小鶴川（511-1-A12）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字椎葉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小鶴川（511-1-A13）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字椎葉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 白岩戸 (5 1 1 - 1 - A 1 5)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 五木村乙字白岩戸
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西谷川 - 1 (5 1 1 - 1 - A 2 0 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 五木村甲字西谷
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西谷川 - 2 (5 1 1 - 1 - A 2 0 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 五木村甲字西谷
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 小鶴 (5 1 1 - 1 - A 2 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 五木村乙字小鶴
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 出ル羽 (5 1 1 - 1 - A 2 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 五木村丙字出ル羽
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
出子羽川-1 (511-1-A23-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村丙字出ル羽
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
出子羽川-2 (511-1-A23-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村丙字出ル羽
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
出子羽川-1 (511-1-A24-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村丙字出ル羽
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
出子羽川-2 (511-1-A24-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村丙字出ル羽
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
出子羽川 (511-1-A25)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村丙字出ル羽
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山口川 (511-1-A26)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 五木村丙字山口
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
築切川 (5 1 1 - 1 - A 2 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字築切
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
築切川 (5 1 1 - 1 - A 2 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字築切
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内谷川 (5 1 1 - 1 - A 3 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村丙字上内谷
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
入鴨川 (5 1 1 - 1 - A 3 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平瀬川 (5 1 1 - 1 - A 3 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村乙字平瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
竹の川 (5 1 1 - 1 - A 3 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小原川 - 1 (5 1 1 - 1 - A 3 5 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字日当
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小原川 - 2 (5 1 1 - 1 - A 3 5 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字日当
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
九折瀬川 - 1 (5 1 1 - 1 - A 3 6 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字九折瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
九折瀬川 - 2 (5 1 1 - 1 - A 3 6 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字九折瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
九折瀬川 (5 1 1 - 1 - A 3 6 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字九折瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大平 (5 1 1 - 1 - A 4 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字大平
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上荒地川 (5 1 1 - 2 - B 1 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字上荒地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
飯干川 (5 1 1 - 2 - B 1 4)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
五木村乙字飯干
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平野川 (5 1 1 - 2 - B 1 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字平野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鴛山川 (5 1 1 - 2 - B 1 6)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村乙字鴛山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
入鴨川 (5 1 1 - 2 - B 1 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
入鴨川 (5 1 1 - 2 - B 1 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字入鴨
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
入鴨川 (5 1 1 - 2 - B 1 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
入鴨川 (5 1 1 - 2 - B 2 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
平瀬川 (5 1 1 - 2 - B 2 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村乙字平瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下梶原川－1（511－2－B23－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下梶原川－2（511－2－B23－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下梶原川（511－2－B24）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
裾川（511－2－B25）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
裾川－1（511－2－B26－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
裾川－2（5 1 1－2－B 2 6－2）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
板木川（5 1 1－2－B 2 7）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字板木
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下梶原川（5 1 1－2－B 2 9）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下梶原－1（5 1 1－2－B 3 0）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下梶原－2（5 1 1－2－B 3 1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下梶原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 三方谷川（5 1 1 - 2 - B 3 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字三方谷
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
葛の八重川（5 1 1 - 2 - B 3 3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字葛ノ八重
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下谷（5 1 1 - 3 - J 0 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字下谷
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
小浜（5 1 1 - 3 - J 0 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
五木村甲字小浜
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域
振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 1 9 3 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 3 年 4 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	惣門 (熊本市)	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日	平成 2 3 年 3 月 1 8 日	熊本市

熊本県公告第194号

宇城市に事務所を置く下益城南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	篠塚 恭治	宇城市小川町南小野990番地
就任 理事	篠塚 岩雄	宇城市小川町南小野1047番地

熊本県公告第195号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年4月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	平田 春喜	球磨郡相良村大字柳瀬786
理事	宮崎 浩明	球磨郡相良村大字柳瀬360-8
理事	山中 弘美	球磨郡相良村大字柳瀬727-13
理事	倉田 茂	球磨郡相良村大字柳瀬986-20
理事	黒木 俊秀	球磨郡相良村大字川辺5129
理事	丸目 照治	球磨郡相良村大字川辺1638-1
理事	中村 和十四	球磨郡相良村大字川辺5386-1
理事	古川 十市	球磨郡相良村大字柳瀬135
理事	岩崎 盛光	球磨郡相良村大字川辺210-12
理事	伊東 政継	球磨郡相良村大字川辺706
理事	萩原 憲之	球磨郡相良村大字深水875
監事	中竹 義盛	球磨郡相良村大字柳瀬794
監事	先田 文隆	球磨郡相良村大字柳瀬587
監事	荒川 和清	球磨郡相良村大字川辺3410
就任 理事	西 繁孝	球磨郡相良村大字柳瀬211
理事	豊原 文雄	球磨郡相良村大字柳瀬966
理事	高畑 育美	球磨郡錦町大字西3375-1
理事	木崎 俊充	球磨郡相良村大字川辺5145
理事	宮原 里美	球磨郡相良村大字川辺1941
理事	池田 勝吉	球磨郡相良村大字川辺5421
理事	古川 十市	球磨郡相良村大字柳瀬135
理事	岩崎 盛光	球磨郡相良村大字川辺210-12
理事	伊東 政継	球磨郡相良村大字川辺706
理事	萩原 憲之	球磨郡相良村大字深水875
理事	宮崎 富生	球磨郡相良村大字柳瀬360-8
理事	横山 良継	球磨郡相良村大字柳瀬2299-1
監事	先田 文隆	球磨郡相良村大字柳瀬587
監事	永尾 春馬	球磨郡相良村大字柳瀬1347-1
監事	荒川 和清	球磨郡相良村大字川辺3410

熊本県公告第196号

長洲町に事務所を置く菰屋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出が

あったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 3 年 4 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西山 敬一	長洲町大字永塩 3 9 3 番地 2
理事	百田 才太	荒尾市菰屋 1 1 5 1 番地 1
理事	村岡 剛	長洲町大字永塩 1 8 3 4 番地
理事	土田 重人	長洲町大字永塩 1 8 8 3 番地
理事	城戸 堅士	長洲町大字永塩 3 6 3 番地
理事	池上 徳二	長洲町大字高浜 1 3 1 4 番地
理事	福田 一吉	長洲町大字高浜 1 2 1 7 番地 2
理事	田上 繁	荒尾市菰屋 1 1 3 5 番地 2
理事	藤岡 孝喜	荒尾市菰屋 1 2 3 6 番地
理事	馬淵 孝康	荒尾市菰屋 9 3 番地
理事	村上 欣一	荒尾市菰屋 1 1 8 6 番地
理事	百田 才次	荒尾市菰屋 1 1 6 3 番地
監事	田上 稔	荒尾市菰屋 1 0 4 8 番地
監事	大川 正道	長洲町大字永塩 1 9 7 5 番地 2
就任		
理事	西山 敬一	長洲町大字永塩 3 9 3 番地 2
理事	百田 才太	荒尾市菰屋 1 1 5 1 番地 1
理事	村岡 剛	長洲町大字永塩 1 8 3 4 番地
理事	土田 重人	長洲町大字永塩 1 8 8 3 番地
理事	城戸 堅士	長洲町大字永塩 3 6 3 番地
理事	池上 徳二	長洲町大字高浜 1 3 1 4 番地
理事	福田 一吉	長洲町大字高浜 1 2 1 7 番地 2
理事	田上 繁	荒尾市菰屋 1 1 3 5 番地 2
理事	藤岡 孝喜	荒尾市菰屋 1 2 3 6 番地
理事	馬淵 孝康	荒尾市菰屋 9 3 番地
理事	村上 欣一	荒尾市菰屋 1 1 8 6 番地
理事	百田 才次	荒尾市菰屋 1 1 6 3 番地
監事	眞村 春一	荒尾市菰屋 1 1 3 5 番地 1
監事	大川 正道	長洲町大字永塩 1 9 7 5 番地 2

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第 1 1 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 3 年 4 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程（昭和 3 8 年電気事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 2 1 の項中「職員の現住居が滅失、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

同表の 2 3 の項中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県交通安全対策会議公告第1号

熊本県交通安全対策会議を次のとおり開催する。

平成23年4月12日

熊本県交通安全対策会議

会 長 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成23年4月20日（水）
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 第9次熊本県交通安全計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会議30分前から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県交通安全対策会議事務局
(熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課交通・くらし安全班)
(電話096-333-2293 (ダイヤルイン))